

証券コード7877  
2020年6月11日

株主各位

大阪市平野区平野北二丁目3番9号

**永大化工株式会社**

代表取締役社長 浦 義 則

**第65回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号  
JR天王寺駅東口  
都シティ 大阪天王寺（旧：天王寺都ホテル）5階 高取の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第65期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件  
2. 第65期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 各議案につきまして賛否の表示がない場合、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎時節柄、株主さまにおかれましては、軽装（クールビズ）でご出席下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.eidaikako.co.jp/>) にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、企業収益と個人消費の伸び悩みと相次ぐ自然災害の影響や消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があること、海外では米中貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱の行方による海外経済の不確実性などが懸念されていることに加え、年度終盤には、新型コロナウイルス感染症が世界的に感染拡大を見せた影響による経済への深刻な打撃が見込まれるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループにおきましては、自動車用フロアマットメーカーとして顧客のニーズに沿った新製品の開発から既存品の高付加価値商品化を継続的に創出し、また、2019年4月10日付けで株式会社K&Mを完全子会社化いたしました。新たに合成木材分野への営業展開を図り、異型押出成形加工の技術力強化およびプラスチック製品の成長分野を深掘し事業基盤の一層の強化への取り組みに努めてまいりましたが、売上高80億97百万円（前期比0.1%増）、営業利益2億48百万円（前期比18.9%減）、経常利益2億32百万円（前期比34.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1億36百万円（前年同期比47.3%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

#### (自動車用品部門)

自動車用品関連につきましては、自動車用フロアマットの売上は、国内自動車販売台数は普通車および軽自動車ともに伸び悩んでおり、消費増税の駆け込み需要もなく新型車の販売効果も極めて少なかったことに加え、年度終盤の新型コロナウイルス感染症拡大により一部では受注減少の影響が出始めているなど、低調に推移したことから、売上高54億24百万円（前期比14.7%減）、営業利益1億17百万円（前期比54.5%減）となりました。

#### (産業資材部門)

産業資材関連につきましては、公共事業向け部材は安定した受注および売上で推移いたしました。半導体関連部材は米中貿易摩擦の影響による生産調整が続いているため売上は低調に推移し、家電用関連部材は消費増税後の反動減の影響などから売上微減となりました。また、新たに子会社化した株式会社K&Mの合成木材製品のデッキ材やフェンス材のエクステリア向け製品の売上および収益が加わったことなどから、売上高26億73百万円（前期比54.2%増）営業利益1億31百万円（前期比168.2%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、2億16百万円であります。  
なお、これに要した設備投資は、自己資金によってまかないました。

## (3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

## (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別                 | 第 62 期<br>2017年3月期 | 第 63 期<br>2018年3月期 | 第 64 期<br>2019年3月期 | 第65期<br>(当連結会計年度)<br>2020年3月期 |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 6,912              | 8,101              | 8,093              | 8,097                         |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 189                | 235                | 355                | 232                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 150                | 189                | 259                | 136                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 23.74              | 149.85             | 205.05             | 95.51                         |
| 総 資 産 (百万円)               | 8,354              | 8,815              | 8,970              | 9,442                         |
| 純 資 産 (百万円)               | 6,302              | 6,475              | 6,620              | 6,881                         |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 995.27             | 5,114.19           | 5,229.03           | 4,849.56                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第63期および第64期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額につきましては、2018年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。
3. 第64期より、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正を適用し、繰延税金資産の区分を組み替えによる表示の変更を行っており、第63期の総資産につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

[第62期] 政府による経済・金融政策等を背景に雇用環境および企業収益は緩やかな回復基調が続いております。当社グループにおきましては、国内外の積極的な営業展開を進めるとともに、コスト競争力のある生産調達ルート確立と生産効率の向上を図り、収益体質の強化に努めた結果、売上高69億12百万円（前期比3.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億50百万円（前期比366.4%増）となりました。

[第63期] 設備投資や雇用環境の改善など企業収益は緩やかな回復基調が続いております。自動車用品部門においては、国内新型車の販売が好調に推移したことを受け、イニシャル受注が集中し売上は好調でありました。産業資材部門においては、冷蔵庫や洗濯機など家電用関連部材は低調でありましたが、各種電子部品等の半導体関連部材の売上が順調であったことなどから、売上高81億1百万円（前期比17.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億89百万円（前期比26.2%増）となりました。

[第64期] 設備投資や企業収益が引き続き堅調に推移するなか、雇用・所得環境の改善を背景に、総じて回復基調が続いております。自動車用品部門においては、国内新型車の販売、特に多目的スポーツ車や一部の軽自動車の販売が好調でありましたが、産業資材部門においては、電子部品業界において、一部で米中貿易摩擦に伴う生産調整による受注減少が影響していることなどから、売上高80億93百万円（前期比0.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2億59百万円（前期比36.8%増）となりました。

[第65期] 当連結会計年度の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金        | 議決権比率   | 主要な事業内容          |
|------------|------------|---------|------------------|
| 永大化工ベトナム会社 | 4,000千US\$ | 100.00% | 自動車用品関連および産業資材関連 |
| 株式会社K & M  | 99,000千円   | 100.00% | 産業資材関連           |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### ③ その他

2019年4月10日付で株式会社K & Mの株式を取得し、子会社といたしました。

## (6) 対処すべき課題

当社グループは創業から今日まで異型押出成形加工を中心に合成樹脂製品のメーカーとして、卓越した独自の技術を根底にその技術を時代に対応させながら、新しい分野へと応用していく研究開発活動を通じ、合成樹脂メーカーとして産業資材分野および自動車用品分野において、企画開発設計から提案までトータルにサポートできる「ものづくり企業」を目指して社会の発展に貢献しようと考えております。

産業資材部門では、各々の用途に応じた異型押出成形加工によるプラスチック製品の製造販売を行い、住宅用建材、鋼製家具関連部材、家電製品部材、半導体関連部材、工業部品など広範囲な産業分野に供給しておりますが、これらの製品は、エンドユーザーである個人の消費動向に左右され易く、経営成績に影響を及ぼす可能性があることから、個人消費の影響を受けにくい分野である公共事業関連にも注力し、安定的な収益確保を図る事を課題としております。

自動車用品部門では、自動車用フロアーマットの製造販売を主軸とし、国内外の大手自動車メーカーのOEM純正フロアーマットとして採用いただいておりますが、これらは自動車の販売動向が、当事業の販売実績に直結することは否めません。当社においては、自動車メーカーのOEM純正品として、より高い付加価値を提供するため、製品開発力を強化することを課題とし、国内外の自動車販売台数の減少が懸念される中において、シェアの拡大および収益拡大を図ろうと考えております。

当社グループは生産拠点を国内外に有しますが、今後においては、事業継続計画の観点からも国内外への生産拠点の分散は必至であると考えられ、その対策と実施を課題といたします。また、海外での生産拠点を起点として、同国および近隣諸国への販売拡大を課題とし、体制を整え推進しております。

当社グループでは、これらの課題を克服する為、経営方針である「英知と活力を集結して事業の発展を目指し、法令順守のもと我々が誇れる会社を目指す。」の下、ビジョンとして「合成樹脂の可能性を切り拓き、新しい未来を創出しよう」を掲げ、中期的な全社実行計画を策定し、販売・生産・技術開発・品質・購買・財務・人材育成・環境・安全の9部門に重点方針を定め、全従業員参加で課題解決・目標達成に邁進しております。

永続的な事業継続の礎として、法令順守の旗のもと、リスクマネジメントの強化とコンプライアンスの徹底を図り、環境、社会に配慮した企業活動を行いたいと考えております。

**(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)**

自動車用品部門：各種自動車用フロアーマット

産業資材部門：半導体関連部材、家電製品関連パーツ、オフィス家具関連パーツ、住宅建材、景観材、シャッター式風呂蓋、下水道補修用部材、合成木材等

**(8) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)**

## ① 当社

本社 大阪市平野区平野北二丁目3番9号

奈良工場 奈良県香芝市尼寺408

天理工場 奈良県天理市西長柄町688

栃木工場 栃木県鹿沼市深程990番12

## ② 子会社等

永大化工ベトナム会社 (ベトナム社会主義共和国)

株式会社 K &amp; M 滋賀県甲賀市甲南町柑子2002番地41

**(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)**

## ① 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前期末比較増減 |
|------|---------|
| 486名 | 7名減     |

(注) 従業員数には、臨時従業員37名は含んでおりません。

## ② 当社の従業員数

| 区分      | 従業員数 | 前期末比較増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|------|---------|-------|--------|
| 男性      | 89名  | 4名増     | 42.9歳 | 17.0年  |
| 女性      | 36名  | 4名増     | 38.3歳 | 9.6年   |
| 合計または平均 | 125名 | 8名増     | 41.5歳 | 14.7年  |

(注) 従業員数には、臨時従業員22名は含んでおりません。

#### (10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

| 借入先        | 借入残高   |
|------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行  | 350百万円 |
| 日本生命保険相互会社 | 100百万円 |
| 株式会社滋賀銀行   | 344百万円 |

#### (11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,460,000株 (うち自己株式41,104株)
- (3) 当事業年度末の株主数 1,160名  
(前期末比266名増)

#### (4) 大株主

| 株主名                  | 持株数   | 持株比率   |
|----------------------|-------|--------|
| 和田正行                 | 266千株 | 18.81% |
| 永大化工共栄会              | 114   | 8.04   |
| 加貫るり子                | 41    | 2.89   |
| 遠山和子                 | 40    | 2.82   |
| 大阪中小企業投資育成会社         | 39    | 2.76   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 37    | 2.61   |
| 星和電機株式会社             | 32    | 2.28   |
| 和田和子                 | 32    | 2.27   |
| 日本証券金融株式会社           | 30    | 2.12   |
| 日本生命保険相互会社           | 28    | 1.97   |

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(41,104株)を控除して計算しております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

| 地 位      | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                   |
|----------|---------|---------------------------------|
| 代表取締役社長  | 浦 義 則   | 永大化工ベトナム会社 Chairman of BOD      |
| 常務取締役    | 鈴木 広 二  | 永大化工ベトナム会社 Director             |
| 取締役監査等委員 | 佐藤 吉 弘  |                                 |
| 取締役監査等委員 | 藪 本 憲 靖 |                                 |
| 取締役監査等委員 | 北 島 昭 二 | 税理士 北島税理士事務所所長<br>芦森工業株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 取締役藪本憲靖、北島昭二の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、佐藤吉弘氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 監査等委員北島昭二氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 大野裕之氏、尾崎全孝氏、山本幸男氏は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 本渡諒一氏は、2019年6月27日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、非業務執行取締役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分                        | 人 数        | 報 酬 等 の 額             |
|----------------------------|------------|-----------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 6名<br>(1名) | 56,168千円<br>(1,046千円) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3名<br>(2名) | 18,618千円<br>(7,806千円) |
| 監 査 役<br>（うち社外監査役）         | 3名<br>(2名) | 5,078千円<br>(2,859千円)  |
| 合 計                        | 12名        | 79,864千円              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与（賞与含む）3,775千円を含んでおりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金9,734千円（「取締役（監査等委員を除く）」5,058千円、「取締役（監査等委員）」3,278千円、「監査役」1,398千円）を含んでおりません。

### (4) 社外役員に関する事項

主な活動

取締役会等への出席状況および発言状況

| 区 分            | 氏 名     | 出席状況および発言状況                                                                                            |
|----------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 藪 本 憲 靖 | 当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会10回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験を踏まえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。        |
| 取締役<br>(監査等委員) | 北 畠 昭 二 | 当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会4回および監査等委員会10回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会において、EY新日本有限責任監査法人に解任及び不再任に該当する事象がなかったため再任しております。

### (4) 報酬等の額

| 区 分                                    | 支 給 額    |
|----------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額                        | 26,000千円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,000千円 |

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動憲章「永大化工コンプライアンス行動基準」を2004年7月に制定し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを代表取締役社長が宣言している。引き続き、代表取締役社長が繰り返しその精神を役員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② コンプライアンス統括部門を所管するコンプライアンス担当取締役又は担当執行役員を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。コンプライアンス委員会規程に基づきコンプライアンス委員会（社外者を含む）を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。各業務担当取締役および執行役員は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ③ コンプライアンス責任者および取締役（監査等委員を含む）がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する体制を構築する。従業員等が直接情報提供を行う手段として、内部通報の処理に関する規程に基づくコンプライアンスホットラインを設ける。報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ④ 従業員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会から総務部に処分を求め、役員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する統括責任者を取締役および担当執行役員の中から任命し、文書管理規程および情報セキュリティ管理規程（以下、文書管理規程等という。）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役は、文書管理規程等により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。文書管理規程等の改廃については、監査等委員会の承認を得るものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ各社は、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、全てのステークホルダーに貢献することを目指しており、目的達成に影響を及ぼす様々なリスクを適正に把握し、その未然防止および万一の発生時の影響最小化と再発防止を、経営における重要な課題と位置付け、その上で会社全体のリスクマネジメント体制を構築し、その実践を推進すると共に継続的に改善していくこととし、リスク管理規程を定め、リスクマネジメント管理責任者を取締役および執行役員の中から任命し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、「リスク管理委員会」を設置する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 職務権限・意思決定ルールの策定
- ② 取締役および執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

#### (5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部門を設けると共に、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ② 当社取締役、事業本部長およびグループ各社の社長は、各部門の業務遂行の適正を確保する内部統制の確立に向けた運用の権限と責任を有する。
- ③ 監査等委員ならびに内部監査部門は、当社およびグループ各社の監査ならびに内部監査を実施し、その結果を内部統制担当部門および当社取締役、事業本部長、グループ各社の社長等の責任者に報告する。内部統制担当部門は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 当社は、グループ各社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営・管理に資するため、関係会社管理規程を定める。
- ⑤ 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の重要事項について報告を受け、必要がある場合には、指導・助言を行う。
- ⑥ グループ各社において、不正の行為または法令、定款、もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合は、当社に報告する。
- ⑦ 当社は、当社グループ中期経営計画を定め、それに基づき、グループ各社が策定した年度計画を審査し、年度予算を決定する。また月次決算等の報告を受け、経営状況を把握し、経営課題について、適宜速やかに協議、指導・助言を行う。

#### (6) 反社会的勢力排除を確保するための体制

当社およびグループ各社の取締役および従業員は、法令やルールを遵守することはもちろんのこと、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとの認識を共有し徹底を図る。また、コンプライアンス統括部門および管理本部を主体として、警察、弁護士等の外部機関と連携の上、反社会的勢力を排除するための体制を整備する。

**(7) 監査等委員がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性ならびに監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員は、内部監査部門の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査部門の責任者等の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当社は、監査等委員の職務を補助すべき内部監査部門の職員に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を当社取締役および従業員に周知徹底する。

**(8) 当社および子会社の取締役（監査等委員であるものを除く）および使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制ならびに監査等委員に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社およびグループ各社の取締役（監査等委員であるものを除く）および従業員は、監査等委員に対して、法定の事項、業務の執行状況、内部監査状況、その他当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項等、下記事項について報告することとする。また、監査等委員は、取締役および従業員の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求められることができるものとする。
  1. 取締役会および経営会議で決議された事項
  2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  3. 毎月の経営状況として重要な事項
  4. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  5. 重大な法令・定款違反
  6. コンプライアンスホットラインの通報状況および内容
  7. その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 当社およびグループ各社の従業員は前項2および5に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員に直接報告することができるものとする。
- ③ 監査等委員へ報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。

**(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支出した費用等の償還を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

**(10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役社長および監査部門責任者は、監査等委員の監査の環境整備等について、監査等委員との十分な協議、検討の機会を設けることにより監査の実効性確保に努める。
- ② 当社は、監査等委員に対して、必要に応じ外部の弁護士、会計士等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を確保することに努める。

### (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① リスク管理規程を制定、取締役からリスクマネジメント管理責任者を任命し、リスク管理委員会を設置しております。
- ② リスク管理委員会の下、全事業部門のリスクの抽出・評価・改善策を検討、全社的なリスク管理の推進と情報共有を図っております
- ③ リスク管理委員会は、重要リスクを選定の上、評価・改善策の検討を進めております。
- ④ リスク管理委員会並びにコンプライアンス委員会を定期的を開催しております。
- ⑤ 社内規程に基づき、「コンプライアンスホットライン」および「迷惑行為相談窓口」の再徹底を行い、コンプライアンスの実効性向上に努めております。
- ⑥ 子会社は、定期的に子会社管理部門および代表取締役社長に、月次決算等職務執行状況等の報告を行っております。
- ⑦ 取締役会を月1回以上開催し、各議案についての審議、各事業部門、子会社の月次業績報告を受ける等、取締役の情報共有を図っております。
- ⑧ 監査等委員は、取締役会等の重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要な文書の閲覧等を行い、必要に応じて当社取締役（監査等委員であるものを除く）および使用人に説明を求め、取締役の職務の執行の適正性を確認しております。
- ⑨ 監査等委員は、定例の監査等委員会による監査等委員相互の情報共有の他、内部監査室および会計監査人との定期的および適宜の情報交換や当社代表取締役社長との定期的な面談を行っております。



## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、当社の経営にあたっては、異型押出成形加工による合成樹脂製品の専門メーカーとして、永年にわたり培った技術力の蓄積と経験に対する理解ならびに、取引先および従業員等のステークホルダーのみならず、当社子会社およびその役職員との間で長期間にわたって築かれた信頼関係への理解が不可欠でありこれらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することができないものと考えております。

当社の企業価値および株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことがもっとも重要であって、当社の財務および事業の方針は、このような認識を基礎として決定される必要があります。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があるものと考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主および投資家の皆さまに長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものと考えております。

当社グループは、永続的に利益を出せる成長企業であり続けることで、お客様に笑顔と感動を与えられる価値を提供し、グローバルで存在感のある合成樹脂メーカーとして産業資材分野ならびに自動車用品分野において、企画開発設計から提案までトータルにサポートできる「ものづくり企業」を目指して社会の発展に貢献しようと考えております。

産業資材部門では、各々の用途に応じた異型押出成形加工によるプラスチック製品の製造販売を行い、住宅用建材、鋼製家具関連部材、家電製品部材、半導体関連部材、工業部品など広範囲な産業分野に供給しておりますが、これらの製品は、エンドユーザーである個人の消費動向に左右され易く、経営成績に影響を及ぼす可能性があることから、個人消費の影響を受けにくい分野である公共事業関連にも注力していくほか、効率化、合理化を一層進め、商品企画力を発揮し、適正な収益確保を図ります。



また、自動車用品部門では、自動車用フロアマットの製造販売を主軸とし、国内外の大手自動車メーカーの純正品として採用されておりますが、これらOEM純正フロアマットは、自動車の販売動向が当事業の販売実績に直結することは否めません。当社においては、メーカー純正品としての高付加価値を提供するほか、軽自動車中心にデザイン性や遊び心を取り入れ、新たな購買層をターゲットとして展開しており、これらの生産については、専用の生産設備をベトナムの子会社に新設し、本格稼働しております。今後、国内の自動車販売台数の減少懸念はありますが、商品開発力を強化することにより、付加価値の高い魅力的な商品開発を行い、シェアの拡大および収益拡大を図ります。

### (3) 基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、株式の大規模買付行為等の中には、その目的、態様等からみて企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくなく、当社の企業価値および株主共同の利益に重大な影響をおよぼす可能性を内包しております。また、株式の大規模買付行為等の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として株主共同の利益を著しく損なうものものないとはいえません。

そこで当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会でご承認をいただき、買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランの概要は次のとおりです。

当社の議決権割合の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を当社に提出していただき、当該大規模買付行為は取締役会による評価期間（大規模買付行為の方法により、買付者からの必要情報の提供後60日または90日とします。）経過後にのみ開始されるものとします。

当該買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう買付であると取締役会が判断した場合、例外的に対抗措置（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等）を発動する場合があります。ただし、取締役会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外有識者からなる第三者委員会を設置し、第三者委員会は外部専門家の助言を得たうえで、買付内容の検討等を行います。取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行います。取締役会は、判断に際して第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は、2019年6月27日開催の定時株主総会終結の時から2022年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

#### (4) 基本方針の具体的取組に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、次の理由から、本プランが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、2016年6月29日開催の第61回定時株主総会においてご承認いただき導入したもので、株主の皆さまのご意思が反映されたものとなっております。

③ 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行われることとされています。また、その判断の概要については、株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、第三者委員会の委員は、次の3名です。

- ・ 藪本憲靖（当社社外取締役監査等委員）
- ・ 渡邊 徹（弁護士、北浜法律事務所パートナー）
- ・ 平塚博路（公認会計士、仰星監査法人社員）

⑤ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役会の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることが可能となっております。したがって、本プランは、いわゆる「デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）」ではありません。また、当社は取締役の任期を1年とし、期差任期制を採用しておらず、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしております。したがって、本プランは、いわゆる「スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）」でもありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数等は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,592,065</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,408,170</b>
現金及び預金	2,160,872	支払手形及び買掛金	591,161
受取手形及び売掛金	1,674,296	電子記録債務	329,187
商品及び製品	793,359	短期借入金	50,000
仕掛品	127,822	一年以内返済予定の長期借入金	127,080
原材料及び貯蔵品	698,449	未払法人税等	8,032
未収入金	63,506	賞与引当金	90,994
未収還付法人税等	18,464	役員賞与引当金	9,525
その他	55,294	その他	202,189
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,850,126</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,153,006</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,156,175</b>	長期借入金	714,233
建物及び構築物	741,419	繰延税金負債	33,148
機械装置及び運搬具	504,063	再評価に係る繰延税金負債	281,303
工具、器具及び備品	67,848	役員退職慰労引当金	24,986
土地	1,842,844	退職給付に係る負債	99,335
<b>無形固定資産</b>	<b>253,044</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,561,176</b>
土地使用権	200,253	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	52,791	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,327,025</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>440,906</b>	資本金	1,241,700
投資有価証券	133,203	資本剰余金	1,271,253
繰延税金資産	63,571	利益剰余金	3,872,968
その他	244,131	自己株式	△58,896
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,442,192</b>	その他の包括利益累計額	553,990
		その他有価証券評価差額金	32,840
		繰延ヘッジ損益	2,053
		土地再評価差額金	476,930
		為替換算調整勘定	82,657
		退職給付に係る調整累計額	△40,491
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,881,015</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>9,442,192</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,097,815
売上原価	6,215,671
売上総利益	1,882,144
販売費及び一般管理費	1,633,528
営業利益	248,615
営業外収益	
受取利息	395
受取配当金	2,634
受取賃料	5,794
その他の	10,896
営業外費用	19,720
支払利息	4,516
為替差損	21,947
その他の	9,475
経常利益	35,939
特別利益	232,396
固定資産売却益	1,913
投資有価証券売却益	39
特別損失	1,952
固定資産処分損	13,565
和解金	14,153
税金等調整前当期純利益	27,718
法人税、住民税及び事業税	206,630
法人税等調整額	31,940
当期純利益	37,937
親会社株主に帰属する当期純利益	69,878
	136,752
	136,752

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	1,241,700	1,203,754	3,818,509	△237,677	6,026,286
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△82,293		△82,293
親会社株主に帰属する当期純利益			136,752		136,752
自己株式の取得				△34,136	△34,136
自己株式の処分		67,499		212,916	280,416
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	67,499	54,459	178,780	300,739
2020年3月31日残高	1,241,700	1,271,253	3,872,968	△58,896	6,327,025

(単位：千円)

項目	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2019年4月1日残高	36,621	△2,005	476,930	100,012	△17,603	593,954	6,620,241
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△82,293
親会社株主に帰属する当期純利益							136,752
自己株式の取得							△34,136
自己株式の処分							280,416
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△3,780	4,059		△17,354	△22,888	△39,964	△39,964
連結会計年度中の変動額合計	△3,780	4,059	—	△17,354	△22,888	△39,964	260,774
2020年3月31日残高	32,840	2,053	476,930	82,657	△40,491	553,990	6,881,015

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### [連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社の数 2社  
連結子会社の名称  
永大化工ベトナム会社 (ベトナム)  
株式会社K & M
  - (2) 非連結子会社名  
天台永代貿易有限公司 (中国)  
(連結の範囲から除いた理由)  
非連結子会社は小規模であり、純資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
2. 持分法の適用に関する事項  
非連結子会社については、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。
3. 連結範囲の変更  
当連結会計年度より、株式会社K & Mの株式を取得し、完全子会社としたため連結の範囲に含めております。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
決算日が連結決算日と異なる場合の内容等  
連結子会社の決算日は12月31日であります。  
連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
5. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
    - ① 有価証券  
その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
    - ② デリバティブ  
時価法

### ③ たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品につき、当社は主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、連結子会社は主として移動平均法に基づく低価法および総平均法による原価法を各々採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

### ① 有形固定資産

当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械装置及び運搬具	2～8年
工具、器具及び備品	2～10年

### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

## (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ① 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## ② 重要なヘッジ会計の方法

### イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行っております。

### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

### ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に対する方針は、輸出入取引に係る外貨建金銭債権債務および将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクを軽減する目的で行っております。

### ニ. ヘッジの有効性評価の方法

通貨関連のデリバティブ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また半期毎に当該条件に変更がないことを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストおよび事後テストで確認しております。

### ホ. リスク管理方針

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会において決定され、それに基づき経理部が実行および管理を行っております。

## ③ 退職給付に関する会計処理の方法

### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

## ④ 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税は税抜方式によっております。



## [連結貸借対照表に関する注記]

## 1. 担保資産

## (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	607,714千円
土 地	1,831,189千円
計	2,438,903千円

## (2) 担保資産に対応する債務

短期借入金	50,000千円
長期借入金	744,721千円
計	794,721千円

上記の被担保債務のほかに、次の銀行保証債務の見返りとして担保に供しております。

輸入に係る関税および消費税等の 延納に関する保証	26,326千円
-----------------------------	----------

## 2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,230,762千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号) に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

## ・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定する方法としております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の 期末における時価と 再評価後の帳簿価額との 差額	△660,137千円

**[連結損益計算書に関する注記]**

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価

6,620千円

**[連結株主資本等変動計算書に関する注記]**

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式

1,460,000株

2. 配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	82,293千円	65円00銭	2019年3月31日	2019年6月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	92,228千円	65円00銭	2020年3月31日	2020年6月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数

該当事項はありません。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金および余剰資金の範囲内で安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引については、外貨建取引金額の範囲内で為替相場の変動によるリスクを軽減する目的のために先物為替予約取引等を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を必要に応じて適宜把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金および長期借入金（原則として5年以内）は主に営業取引に係る資金調達であります。このうち長期借入金は、金利の変動リスクを回避するため固定金利での借入を基本としており、変動金利の長期借入金は現在ありません。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引およびクーポンスワップ取引であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,160,872	2,160,872	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,674,296	1,674,296	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	133,203	133,203	—
資産計	3,968,372	3,968,372	—
(1) 支払手形及び買掛金	591,161	591,161	—
(2) 電子記録債務	329,187	329,187	—
(3) 短期借入金	50,000	50,000	—
(4) 長期借入金 (※1)	841,313	840,597	△715
負債計	1,811,662	1,810,946	△715
デリバティブ取引 (※2)	5,530	5,530	—

(※1) 一年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、ならびに(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引  
ヘッジ会計が適用されていないもの

(単位：千円)

区 分	デリバティブ 取引の種類等	契約額		時 価
			うち1年超	
市場取引以外の取引	クーポンスワップ取引 受取米ドル・支払円	239,688	239,688	2,576
合計		239,688	239,688	2,576

- (注) 1. クーポンスワップ取引によるものであり、時価は取引先金融機関から提示された価格によって  
おります。  
2. クーポンスワップ取引における契約額は、想定元本であり、この金額自体がデリバティブ取引  
に係る市場リスクを示すものではありません。

## ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日  
における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘ ッ ジ 会 計 の 方 法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額		時 価
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	138,104	—	2,953
合計			138,104	—	2,953

## [1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	4,849円56銭
1株当たり当期純利益	95円51銭

## [重要な後発事象]

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>4,998,236</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,269,774</b>
現金及び預金	1,783,835	支払手形	103,586
受取手形	100,873	電子記録債権	329,187
電子記録債権	89,153	買掛金	465,522
売掛金	1,251,542	短期借入金	50,000
一年以内回収予定の関係会社長期貸付金	39,207	一年以内返済予定の長期借入金	60,000
商品及び製品	770,873	未払費用	84,093
仕掛品	30,428	未払消費税等	52,130
原材料及び貯蔵品	178,800	前払消費税	24,097
前払費用	4,159	前受収益	400
未収入金	691,002	預り金	5,091
未収還付法人税等	18,464	賞与引当金	77,285
その他	39,893	役員賞与引当金	9,525
<b>固定資産</b>	<b>3,507,588</b>	その他の	8,854
<b>有形固定資産</b>	<b>2,185,306</b>	<b>固定負債</b>	<b>649,272</b>
建築物	464,459	長期借入金	340,000
構築物	3,970	再評価に係る繰延税金負債	281,303
機械及び装置	142,103	退職給付引当金	2,983
車輛及び運搬具	12,062	役員退職慰労引当金	24,986
工具、器具及び備品	17,901	<b>負債合計</b>	<b>1,919,047</b>
土地	1,544,809	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>11,644</b>	<b>株主資本</b>	<b>6,074,953</b>
ソフトウェア	11,226	資本金	1,241,700
電話加入権	418	資本剰余金	1,271,253
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,310,636</b>	資本準備金	1,203,754
投資有価証券	133,203	その他資本剰余金	67,499
関係会社株式	287,196	<b>利益剰余金</b>	<b>3,620,895</b>
関係会社出資金	481,270	利益準備金	167,250
関係会社長期貸付金	162,415	その他利益剰余金	3,453,645
繰延税金資産	28,635	固定資産圧縮積立金	26,863
その他	217,915	別途積立金	2,300,000
<b>資産合計</b>	<b>8,505,824</b>	繰越利益剰余金	1,126,782
		<b>自己株式</b>	<b>△58,896</b>
		評価・換算差額等	511,824
		その他有価証券評価差額金	32,840
		繰延ヘッジ損益	2,053
		土地再評価差額金	476,930
		<b>純資産合計</b>	<b>6,586,777</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>8,505,824</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,994,990
売上原価	5,470,433
売上総利益	1,524,556
販売費及び一般管理費	1,364,873
営業利益	159,683
営業外収益	
受取利息	2,249
受取配当金	2,634
受取賃貸料	4,404
その他	11,463
営業外費用	
支払利息	1,199
為替差損	19,689
その他	5,961
経常利益	153,585
特別利益	
固定資産売却益	798
投資有価証券売却益	39
特別損失	
固定資産処分損	175
和解金	14,153
税引前当期純利益	140,094
法人税、住民税及び事業税	13,831
法人税等調整額	42,422
当期純利益	83,840

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2019年4月1日残高	1,241,700	1,203,754	—	1,203,754
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
固定資産圧縮積立金の取崩				
自己株式の取得				
自己株式の処分			67,499	67,499
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	67,499	67,499
2020年3月31日残高	1,241,700	1,203,754	67,499	1,271,253

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
2019年4月1日残高	167,250	28,268	2,300,000	1,123,830	3,619,349	△237,677	5,827,126
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△82,293	△82,293		△82,293
当期純利益				83,840	83,840		83,840
固定資産圧縮積立金の取崩		△1,405		1,405	—		—
自己株式の取得						△34,136	△34,136
自己株式の処分						212,916	280,416
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	△1,405	—	2,951	1,546	178,780	247,826
2020年3月31日残高	167,250	26,863	2,300,000	1,126,782	3,620,895	△58,896	6,074,953



(単位：千円)

項 目	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年4月1日残高	36,621	△2,005	476,930	511,545	6,338,672
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△82,293
当期純利益					83,840
固定資産圧縮積立金の取崩					—
自己株式の取得					△34,136
自己株式の処分					280,416
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△3,780	4,059		278	278
事業年度中の変動額合計	△3,780	4,059	—	278	248,104
2020年3月31日残高	32,840	2,053	476,930	511,824	6,586,777

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### (1) 有価証券

###### ① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) デリバティブ

時価法

##### (3) たな卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 7～50年

構築物 7～50年

機械及び装置 2～8年

車輻及び運搬具 2～7年

工具、器具及び備品 2～10年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

## (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

## 4. その他計算書類作成のための重要な事項

## (1) ヘッジ会計の方法

## ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

## ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

## ③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に対する方針は、輸出入取引に係る外貨建金銭債権債務および将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクを軽減する目的で行っております。

## ④ ヘッジの有効性評価の方法

通貨関連のデリバティブ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また半期毎に当該条件に変更がないことを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストおよび事後テストで確認しております。

## ⑤ リスク管理方針

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会において決定され、それに基づき経理部が実行および管理を行っております。

## (2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税は税抜方式によっております。

**[貸借対照表に関する注記]**

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建	物	451,220千円
土	地	1,533,153千円
計		1,984,374千円

(2) 担保資産に対応する債務

短期借入金	50,000千円
長期借入金	400,000千円
計	450,000千円

上記の被担保債務のほかに、次の銀行保証債務の見返りとして担保に供しております。

輸入に係る関税および消費税等の 延納に関する保証	26,326千円
-----------------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

3,090,999千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	626,896千円
--------	-----------

4. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	174,234千円
--------	-----------

## 5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

## ・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行って算定する方法としております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の

期末における時価と

再評価後の帳簿価額との  $\Delta 660,137$ 千円

差額

**[損益計算書に関する注記]**

## 1. 関係会社との営業取引

売 上 高

1,694千円

仕 入 高

2,255,079千円

そ の 他

1,677千円

## 2. 関係会社との営業取引以外の取引高

3,693千円

## 3. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売 上 原 価

6,620千円

**[株主資本等変動計算書に関する注記]**

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普 通 株 式

41,104株

**[税効果会計に関する注記]**

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認、役員退職慰労引当金の否認、減損損失の否認、退職給付引当金の否認等であり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金等であります。

**[関連当事者との取引に関する注記]**

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の (被所有)所有 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	永大化工 ベトナム会社	所有 直接 100.00	役員の兼任 当社製品の販 売および原材 料の有償支 給、資金の貸 付	原材料有償支給 (注)2	2,255,079	未収入金	593,284
				資金の回収	27,602	買掛金	174,234
				受取利息 (注)3	2,133	関係会社 貸付金	81,622
	株式会社K&M	所有 直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付	120,000	未収利息	2,069
				受取利息 (注)3	2	関係会社 貸付金	120,000
						未収利息	2

- (注) 1. 上記の取引金額および期末残高には、消費税等を含めておりません。  
 2. 取引条件および取引条件の決定方法  
 永大化工ベトナム会社との取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。  
 3. 利息の受取については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

**[1株当たり情報に関する注記]**

1株当たり純資産額 4,642円18銭  
 1株当たり当期純利益 58円56銭

**[重要な後発事象]**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

永大化工株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葉山 良 一 ㊟  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、永大化工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、永大化工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

永大化工株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 葉山 良 一 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、永大化工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果の報告につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月3日

永大化工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 佐藤吉弘 ㊟

監査等委員 藪本憲靖 ㊟

監査等委員 北畠昭二 ㊟

(注) 監査等委員藪本憲靖及び北畠昭二は、会社法第2条第15号及び第331条第6号に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

第65期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 65円00銭  
総額 92,228,240円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	うら よしのり 浦 義 則 (1964年4月24日生)	1990年7月 当社入社 2007年4月 当社管理本部経理部次長 2009年7月 当社管理本部経理部長 2012年4月 当社管理本部副本部長 2013年4月 当社管理本部長 2013年6月 当社取締役管理本部長 2014年6月 当社常務取締役財務・経理部門統括兼 IR担当 2016年6月 当社専務取締役財務・経理・IR統括 2019年4月 当社代表取締役専務 2019年6月 当社代表取締役社長  (重要な兼職の状況) 永大化工ベトナム会社 Chairman of BOD	3,500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日) 名	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	すず き こう じ 鈴木 広二 (1969年7月31日生)	1992年4月 当社入社 2009年7月 当社奈良事業本部営業部次長 2011年4月 当社奈良事業本部営業部長 2015年6月 当社奈良事業本部営業部長兼 栃木事業本部営業部長 2016年6月 当社取締役自動車用品営業部門統括兼 奈良事業本部長 2019年6月 当社常務取締役  (重要な兼職の状況) 永大化工ベトナム会社 Director	1,800株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市阿倍野区松崎町一丁目2番8号  
J R天王寺駅東口  
都シティ 大阪天王寺 (旧:天王寺都ホテル) 5階 高取の間  
電 話 06 (6628) 3200

